

地域 DX に向けた共創事例創出業務仕様書

1 事業目的

「地域活性化雇用創造プロジェクト」の一環として、新たな雇用創造に向けた取組を重点的に展開し、安定的かつ良質な雇用を戦略的に創造するため、県内外のスタートアップとの連携を通じた DX による県内事業者の課題解決を推進する。また、イノベーション創出企業等の県内への集積・定着も合わせて促進する。

【参考】地域活性化雇用創造プロジェクト

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/chipro.html>

2 業務内容

受託者は、県内企業がスタートアップとの連携を通じたDXによる課題解決に向けた取組を促進するため、十分な人員確保・運営体制を構築し、下記(1)～(3)を基本に委託者との協議の上、全体企画、事務局業務、実施支援・管理、効果測定等を行う。

受託者は、本業務期間終了までに、県内企業が県内外スタートアップとの連携を通じたDXによる課題解決に着手した案件(※)を5件以上創出することを目標とした上で、本事業に参画する県内外の事業者の県内でのビジネス展開や定着等を支援し、良質な雇用の創造を促進すること。

なお、委託者と調整の上、本事業全体の計画書や工程表を作成し、事前に委託者の承認を得るとともに、本事業に従事する者について、氏名及び主な実績等を提案書に記載すること。

(※) 本事業では、県内企業と県内外スタートアップの間で、協業や製品・サービス導入等の取引を前提とした具体的なアクションが継続して行われている状態を指す。

(1) スタートアップとの連携を通じた県内企業のDX推進支援

委託者と調整の上、目標である県内企業のDXによる課題解決に向けた案件（協業や取引等）を創出するためのプロセスを構築し、実施すること。

なお、目標を達成するためのプロセスや手法は次のア～エを想定しているが、より効果的な方法があれば受託者からの自由提案を受け入れる。

ア DXによる自社課題解決に意欲のある県内企業の抽出

(ア) スタートアップとの協業や製品・サービスの導入等を通じたDXによる自社の課題解決に意欲のある県内企業を抽出し、課題の発掘やニーズの把握を行うこと。

なお、ひょうご経済雇用戦略に定める成長産業4分野を中心に、政府が日本成長戦略会議で重点投資対象として定めた17の分野に関連する企業を対象とすること。

【政府が日本成長戦略会議で重点投資対象として定めた 17 の分野】

AI・半導体、造船、量子、合成生物学・バイオ、航空・宇宙、デジタル・サイバーセキュリティ、コンテンツ、フードテック、資源・エネルギー安全保障・GX、防災・国土強靱化、創薬・先端医療、フュージョンエネルギー、マテリアル（重要鉱物・素材）、港湾ロジスティクス、防衛産業、情報通信、海洋

- (イ) 抽出する県内企業数は特段指定しないが、様々な種類の案件事例を創出することが望ましいことから、多種多様な業種分野からの抽出や異なった課題を抱える企業を抽出するなど、まずは15社程度リストアップし委託者と協議の上、5社程度に絞り込むことを想定している。
- (ウ) 県内企業の抽出にあたっては、WEBを通じたオンライン上での公募や、金融機関、商工会・商工会議所等の支援機関からの紹介、受託者が有するネットワークを活用した個別アプローチ等その方法は問わないが、目標の課題着手案件数（5件以上）の達成に対して、最適な手法で実施すること。
- (エ) 県内企業の課題の発掘やニーズの把握について、各社との個別面談等を通じて丁寧に行うこととし、2(1)イに記載するスタートアップとのマッチングや2(1)ウに記載する協業または取引に向けたアクションが効果的、効率的に行えるよう努めること。

イ 県内企業とスタートアップのビジネスマッチング支援

- (ア) 2(1)アで抽出した県内企業とDX領域における製品・サービスを有した県内外スタートアップのビジネスマッチングを行うこと。
- (イ) 県内企業が自社の課題解決に資する最適な製品・サービス等を有したスタートアップをより多くの中から選定できるよう、マッチング候補先となるスタートアップをより多く提示し、ビジネスマッチングを図ること。なお、目標の課題着手案件数（5件以上）に対して、合計15社程度のスタートアップの提示を想定している。
- (ウ) ビジネスマッチングにあたっては、WEBを通じたオンライン上での提案募集やイベントの開催、受託者が有するネットワークを活用した個別紹介等その方法は指定しないが、2(1)イ(イ)に対してより効果的、効率的なものとなるよう工夫すること。
- (エ) 県内企業とスタートアップの個別具体的な面談機会を設定し、有益な情報の提供や必要な助言等の支援を行うこと。なお、面談の設定件数の指定はしないが、

目標の課題着手案件数（5件以上）の達成に向けた過程の中で合計20件程度を想定している。

ウ 協業や製品・サービスの導入等の取引開始に向けた伴走支援

(ア) 上記イのマッチング後、2社間の協業や県内企業によるスタートアップの製品・サービス導入等の取引開始に向けた具体的なアクションが円滑になされるよう、伴走的な支援を行うこと。

(イ) 支援においては、県内企業の業種や抱える課題、スタートアップの製品・サービス等の領域に知見やノウハウを有する者が行うこと。なお、その領域が受託者の体制で補完できない場合は、委託の範囲において、外部のリソースを積極的に活用すること。

(ウ) 伴走支援における各案件の進捗状況等を委託者に適宜報告すること。

エ 本事業の横展開や県内企業のさらなるDX推進を目的とした情報発信

(ア) 県内企業のDX推進の機運醸成を図ることを目的とした情報発信の施策を実施すること。

(イ) 情報発信の内容は指定しないが、より多くの県内企業がDXを推進するきっかけとなるような内容にすること。なお、本事業で創出した案件の成果の発信やスタートアップの製品・サービスの横展開などを通じたものを含むことが望ましい。

(ウ) 情報発信においては、県内企業のDX推進を支援する県内の商工会・商工会議所等をはじめとする支援機関とも積極的に連携し実施すること。

(2) 地域DX加速化に向けた効果的な情報発信及び施策連携等の実施

ア 兵庫県が別途実施する「ひょうごイノベーション拠点開設支援事業（※）」の広報用チラシの作成および事業周知

PRチラシを作成（1パターン（A4カラー両面）、印刷600部とデータを納品）し、作成したチラシやその他広報媒体を用いて県内外スタートアップに向けた周知を行うこと。

※「ひょうごイノベーション拠点開設支援事業」

人口減少時代における兵庫経済の持続的成長に向けたイノベーションの創出と社会課題の解決を図るため、高度技術を有し社会課題の解決を図り今後成長が見込める企業や起業家等による事業所開設を支援する補助事業を指す

HP：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr10/tashizen/index.html>

（参考）令和7年度作成分

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr10/tashizen/documents/r6innovationchirashi.pdf>

(3) 事業の実施状況の調査・確認

本事業は「地域活性化雇用創造プロジェクト」の一環として実施するため、本事業の支援を受けた県内企業等の数及び支援を受けたことによりその企業等から創出された良質な雇用の数など事業の実施状況の調査・確認が必要である。

そのため、本事業に参加した県内企業等を対象に、その企業等から創出された良質な雇用の基準等を満たす者をアンケート調査（※）により年に1回（11月末時点）調査・確認を行うこと（県が指定する事業者約40社程度を想定）。

なお調査の対象及び良質な雇用の基準は「別紙」に定めるとおりとする。

（※）アンケートの様式は兵庫県と調整の上作成すること。

3 事業成果

上記「2 事業内容」に記載する事業を実施したことで得られた成果について、兵庫県の求めに応じて、様式第1号「ネットワーク形成・マッチング事業者一覧」等を用いて報告すること。

4 事業報告

兵庫県の求めに応じて、業務内容の進捗・実施状況を報告すること。また、事業に要した経費についても、兵庫県の求めに応じて領収書等を添付の上報告すること。

5 収入の取扱い

事業の実施により発生した収入がある場合は、収入に相当する金額を業務委託料から減額する。

6 適正な事業執行

- (1) 本事業が兵庫県との委託契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- (2) 実施にあたっては、本事業に係る出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類、業務従事者の業務日誌等の労働関係帳簿類を整備するとともに、本事業の経理を明確にするため帳簿を作成するなど、事業者等が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (3) 本仕様書は、業務内容について示すものであるが、仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべ

て実施するものとし、業務遂行に当たること。

- (4) 実績報告書の記載内容が確認できる書類(会計関係帳簿類、労働関係帳簿類、通帳並びに業務日誌等)を事業終了後5年間保存すること。
- (5) 本事業については、事業終了後も含めて、会計検査院や県監査委員の検査対象となる場合があるため、検査対象となった場合は検査に協力すること。
- (6) 事業の受託により得られた情報は、委託事業終了後においても守秘義務がある。
- (7) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

「調査の対象及び良質な雇用の基準」について

ア 調査の対象

本事業に参加した企業等で雇用する者のうち、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者とする。

(ア) 支援を受けた事業主に正社員（次の a から d までのいずれも満たす者に限る。以下同じ。）として雇用された者（正社員以外の雇用形態から正社員へ転換した者を含む。以下同じ。）

a 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

b 派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 2 条第 2 号に定める「派遣労働者」をいう。以下同じ。）として雇用されている者でないこと。

c 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること（労働協約又は就業規則に規定する通常の労働者の所定労働時間が明確ではない場合、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等であること）。

ただし、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等でない者であっても、次の(a)から(d)までのいずれかに該当する者については含むものとする。

(a) 短時間正社員（正規雇用として雇用されている労働者であって、同一の事業主に雇用される他の正規雇用の労働者と比べ 1 週間の所定労働時間が短い者をいう。）

(b) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 23 条に基づく所定労働時間の短縮措置等を利用する労働者

(c) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 36 条の 2 から第 36 条の 4 に基づく合理的配慮として所定労働時間の短縮等により就業する障害者

(d) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「基準法」という。）第 32 条の 3 に基づくフレックスタイム制度を利用する労働者

d 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇（正社員待遇）が適用されている労働者であること。

(イ) 支援を受けた事業主に非正規雇用労働者（(ア)に定める正社員でない者のうち、次の a から e までのいずれも満たす者をいう。以下同じ。）として雇用された者

a 期間の定めのない労働契約を締結している労働者又は期間の定めのある労働契約であって契約期間満了後原則として更新する旨の労働契約を締結している労働者であ

ること。

b 派遣労働者として雇用されている者でないこと。

c 週所定労働時間が 20 時間以上の労働者であること。

d 同一労働同一賃金の観点から、同一の事業主に雇用される正社員との間で不合理な待遇差が生じていない労働者であること。

e 当該非正規雇用労働者が適用される正社員転換制度を導入している又は導入する予定である事業所に雇用されている労働者であること。

(ウ) 支援を受けた求職者のうち正社員として雇用された者

(エ) 支援を受けた求職者のうち非正規雇用労働者として雇用された者

(オ) 支援実施前から事業主に雇用されている正社員又は非正規労働者であって、支援を受けたことにより処遇が改善した者(当該処遇改善の前に次のイの良質な雇用の基準を満たしていない者に限る)

イ 良質な雇用の基準

(ア) 正社員の場合

次の a 及び b を満たすことをいう。なお、以下の「所定内給与額」とは、きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいい、賞与は含まないものとする。

a 就労期間における所定内給与額の 1 ヶ月当たりの平均額が 235.6 千円以上(以下、「基準額」)であること。

b 月平均所定外労働時間が 20 時間以下であること。

(イ) 非正規雇用労働者の場合

次の a 及び b を満たすことをいう。

a 就労期間において支払われた所定内給与額の 1 ヶ月当たりの平均額が次に掲げる計算式により算出された数を上回っていること。

基準額 × (当該非正規雇用労働者の週所定労働時間 / 同一の事業主に雇用される正社員の週所定労働時間)

b 月平均所定外労働時間が次に掲げる算式をもって計算した数を下回っていること。

20 時間 × (当該非正規雇用労働者の週所定労働時間 / 同一の事業主に雇用される正社員の週所定労働時間)

なお、短時間正社員の場合は上記(イ)の「非正規労働者」を「短時間正社員」に読み替えて計上すること。